

事業所連合会ニュース

2009(平21)年6月29日発行

特定非営利
活動法人 全国精神障害者就労支援事業所連合会

〒169 - 0075 東京都新宿区高田馬場4-23-13
TEL 03-3368-9290 / FAX 03-3362-9377

e-mail:info@vfoster.org

第10号

【添付資料】

第21回職親研究会資料集

同封

平成21年度総会議案書

同封

「働くことについてのピア相談」チラシ

同封

平成21年度社会適応訓練事業所研修会（青森大会）参加受付中！

来る8月2日(日)～3日(月)に青森県八戸市にて社会適応訓練事業所研修会大会（青森大会）が開催されます。テーマは「共に生きる・共に歩む～『働きたい』に応えるこれからの就労支援～」で、地域の就労支援ネットワーク化を目指す実践報告が満載のプログラム内容となっております。また、東北の夏祭りとして有名な八戸三社大祭、青森ねぶた祭りが観覧できる日程となっております。既に大会実行委員会から開催案内がお手元に届いていると思いますが、7月3日の締切日を過ぎても宿泊や会場に余裕があれば受付可能とのことです。お早めにお申込みください。

第21回職親研究会を開催～今後の社会適応訓練事業の行方に関心集まる～添付資料参照

6月15日(月)新宿区立産業会館「BIZ新宿」において、第21回職親研究会「精神障害者社会適応訓練事業を再構成するために～自立支援法改正で位置付けはどう変わるか～」を開催しました。現在、社会適応訓練事業は障害者自立支援法施行後3年の見直しで議論され、本会をはじめ多くの関係者がその行方に注目しています。都道府県・政令市の精神保健福祉担当職員の方々、事業主の方々、精神保健福祉サービス提供施設の方々が多数参加され、厚労省担当課の係長の報告に注目し、意見交換会では、今後のあり方を見据えたさまざまな貴重な意見が交換されました。

係長からは、精神保健福祉法改正における50条、51条（精神障害者社会適応訓練事業、国の補助）の削除は、障害者自立支援法への位置付けが前提の削除であり、現行の事業を見直し、検討したうえで、今よりも付加価値がついた事業として位置づけていきたいという発言がありました。今後の動向を注視していく必要があります。

また、本会でやっている「精神障害者社会適応訓練事業の実施状況調査」（平成21年4月調査）の報告も行いました。調査報告内容は、添付の当日配布資料集に掲載しておりますが、当会ホームページでも公表していきます。

平成21年度総会を開催

添付資料参照

6月14日(日)15時より、平成21年度総会を開催しました。昨年度事業報告及び決算、今年度事業計画及び収支計算書について承認されました。今年度の予算規模は約3,300万円となっております。社会的にも意義のある活動を進めていくために、会員の皆さまのご支援・ご協力をお願いします。

「働く精神障害者からのメッセージ発信事業」を今年度も受託

厚生労働省委託事業「働く精神障害者からのメッセージ発信事業」を、昨年度に続き今年度も受

託することとなりました（事業費約1,200万円）。昨年同様、全国6か所でのセミナー開催と啓発媒体の発行、ピア相談を実施する予定です。詳細が決まり次第、ホームページや「連合会ニュース」にてお知らせいたします。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

「働くことについてのピア相談」の周知にご協力ください 添付資料参照

なお、全国7か所で電話により実施している「働くことについてのピア相談」は、昨年度より引き続き（一部6月より再開）実施しています。精神障害のある方の働きたい気持ち、就活での困りごと、職場の悩みなど、働くことに関するさまざまな内容について、自らさまざまな経験を持つ当事者がお話を伺います。就職先の紹介はできませんが、きっと少しでも明るい気持ちになって、一人ではないことを感じていただけたと思います。全国各地で働いている当事者の方に、下記の電話番号を広くお知らせ下さい。ハローワーク、関係機関、各種セミナー等でのチラシ設置などにご協力をお願いします。

「働くことについてのピア相談」

ブロック	電話番号	相談日	相談時間
北海道・東北	080-3196-7952	木・金	10:00～15:00
北信越	080-3363-5119	火・水	13:00～17:00
関東	080-3711-6901	月・金	11:00～17:00
近畿・東海	080-3711-6902	月～金	10:00～16:00
中国・四国	080-3711-6903	火・土	12:30～15:30
九州・沖縄	080-3711-6904	火・金	10:00～19:00
事務局	080-5547-4908	月・木・金	10:00～16:00

就労支援啓発誌「Job Mentor」を今年度も発行

昨年度、就労支援啓発誌「Job Mentor」5号～8号の4冊を発行しました。今年度も財団法人JKA（旧・日本自転車振興会）から助成を受け、就労支援啓発誌「Job Mentor」を発行します。年4回・毎回1万部を発行の予定です。記事にしたい情報や当事者をご紹介ください。なお、この助成金には配布費用が含まれていませんので、配布にご協力くださいますようお願いいたします。

「こころのボイスマガジンきっと元気+」好評放送中

同じく財団法人JKAからを受け、今年度も精神医療サバイバーの広田和子さんパーソナリティによる、精神障害者の雇用・就労啓発普及事業としてのラジオ番組を放送します。

広田和子さんは、精神障害の当事者として初めて厚生労働省社会保障審議会障害者部会臨時委員を務め、相談、講演、エッセイの執筆など忙しい日々を送っています。3月に開催された本会の中央就業セミナーにおいても、ご講演いただきました。放送日は、以下のとおりです。

ラジオNIKKEI第1（短波）

毎月第1・第3土曜日：20時～20時30分（第2・第4土曜日は同時間帯で再放送）

インターネット

<http://medical.radionikkei.jp/kitto/>（いつでも好きな時間に聴くことができます。）

事業所連合会のホームページ（vfoster.org）をご覧ください

ニュース、研修会等の案内、全国調査の報告、就労支援の諸制度の解説等を掲載しています。皆さまからのご意見を参考にして充実させていく予定です。ご意見・ご感想をお寄せください。

事業所連合会ニュースについて

今回のニュースは、各都道府県職親連合会、当会会員の皆さまに送付しております。内容・発行形態等何でも結構ですから、ご意見ご要望をお聞かせください。（担当；桶谷）

N P O 全国精神障害者就労支援事業所連合会

平成21年度 **総会** **議案書**

日 時 平成21年6月14日(日) 15時～

会 場 ホテルサンルート高田馬場

(東京都新宿区高田馬場1-27-7 電話：03-3232-0101)

- 1.開会の挨拶
- 2.定足数の確認
- 3.議長の選任
- 4.議事録署名人の選任

【審議事項】

- 1.平成20年度事業報告について
- 2.平成21年度事業計画について
- 3.役員改選について
- 4.会費改定について

【審議事項】

1.平成20年度事業報告について（別紙参照）

- 1)事業活動報告の承認について
- 2)決算報告の承認について
 - ・監査報告

2.平成21年度事業計画について（別紙参照）

1)平成21年度事業活動計画の承認について

精神障害者社会復帰促進研修事業の実施（1,200,000円）

- ・第21回全国精神保健職親研究会の実施
- ・全国社会適応訓練事業研修会（八戸）の実施

今年度から、全精社協経由ではなく、厚労省からの直接補助事業に変更予定

働く精神障害者からのメッセージ発信事業の実施（厚労省委託事業・11,985,849円）

- ・就業支援中央セミナー、ブロックセミナー(全国6か所)の開催
- ・小冊子の発行の実施
- ・ピア電話相談の実施

財団法人JKA補助事業の実施（助成金9,143,000円）

- ・補助事業の受諾：補助金交付内定通知を受諾し、補助金交付申請書を提出すること
- ・事業内容：就労支援に関するラジオ番組の放送および啓発誌の発行（年4回）
- ・実施場所：ラジオ番組についてはラジオ日経。啓発誌の発行は事務局とする
- ・資金計画：補助金および自己資金にて実施（別紙予算書参照）

ホームページ映像配信事業の実施（NHKわかば基金助成金 689,000円 / 申請中）

- ・昨年厚労省委託事業で作成した就労啓発DVDをホームページで配信する
- ・会員募集パンフの作成配布
- ・パンフを配布し会員・賛助会員を募集する

2)平成21年度予算案の承認について（別紙参照）

- ・平成21年度予算書

3)運転資金の借り入れについて（定款第51条関係）

- ・補助金・委託金の入金が必要になるため、運転資金が必要
- ・限度額1,000万円で、七十七銀行から随時借り入れできるようにする
- ・大場理事長が保証人（理事長在任期間中）

3.役員改選について（別紙参照）

4.会費改定について（別紙参照）

全国精神障害者就労支援事業所連合会定款（抜粋）

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 13人以上17人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長、1人を専務理事、1人以上5人以内を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事による互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又ははこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事長の指揮のもと、この法人の業務を分担する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(名誉会長)

第20条 この法人に、役員のほか名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、この会の活動に功労のあった者の中から、理事会の推薦を得て、理事長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、理事長その他の役員の要請により、会務全般に関して助言することができる。
- 4 名誉会長は無給とする。ただし、費用を弁償することができる。
- 5 名誉会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問および相談役)

第21条 この法人に、役員のほか顧問および相談役を置くことができる。

- 2 顧問および相談役は、学識経験者又はこの会の活動に功労のあった者の中から、理事会の推薦を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長その他の役員の諮問に応じ、または理事会の要請のあるときは、これに出席して意見を述べることができる。
- 4 相談役は、理事長その他の役員の要請により、特別の会務について意見を述べ、処置することができる。
- 5 顧問および相談役は無給とする。ただし、費用を弁償することができる。
- 6 顧問および相談役の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。